

# 1 推進計画の考え方

## (1) 計画策定の趣旨

食は、生命の根源であり、その安全・安心が確保されることは、県民の健康を保護するうえで最も重要です。

しかしながら、近年の牛海綿状脳症の発生や食品の偽装表示など食品の安全性や信頼性を揺るがす事件や事故が相次ぎ、消費者の食に対する不安や不信感が高まっています。

また、本県は、古くから農林水産物の供給地として発展してきました。特に農業においては、温暖で多雨多照の恵まれた気候を活用して園芸農業が盛んで、近年では、環境への負荷を軽減する農業を積極的に推進するなど、安全・安心な食品の供給地としての役割を果たしています。

このような状況のなかで、県においては、県民の健康を守るとともに、消費者に信頼される安全で安心な食品の生産と供給の拡大をめざして、平成17年10月、「高知県食の安全・安心推進条例」が制定され、同年11月から施行になりました。

この「高知県食の安全・安心推進計画」は、条例の趣旨に基づき、行政、食品関連事業者、消費者がそれぞれの責務と役割を果たしながら連携・協働して、生産から消費に至る一貫した食の安全・安心に関する施策を総合的かつ計画的に進めるために策定したものです。

## (2) 計画の位置づけ

この計画は、条例第7条の規定に基づき、食の安全・安心の確保に関する施策の目標及び方向、内容について定めるものです。

なお、計画を定めるに当たっては、県民からの意見を反映させるとともに、食の安全・安心の確保に関する施策について調査審議するため、知事の附属機関として消費者、生産者・事業者、学識経験者で組織された「高知県食の安全・安心推進審議会」の意見を伺って策定しました。

## (3) 計画の期間

この計画の期間は、平成19年度から平成23年度までの5年間とします。

ただし、食の安全・安心をめぐる社会情勢の変化等により、計画の変更が必要になった場合は必要に応じて見直しを行います。

## (4) 計画の進行管理

この計画の推進に当たっては、高知県食の安全・安心推進審議会において、意見を頂きながら取組や目標の達成状況などについて進行管理を行います。

また、進行管理状況については、県のホームページ等で公表していきます。

# 2 推進計画の概要

## (1) 基本的な考え方

- ① 県民の健康の保護が最も重要であるという視点に立った食の安全・安心の確保
- ② 生産から消費までの一貫した食の安全・安心の確保
- ③ 行政、食品関連事業者、消費者等すべての関係者の相互理解と協働による食の安全・安心の確保

## (2) 食の安全・安心推進体制

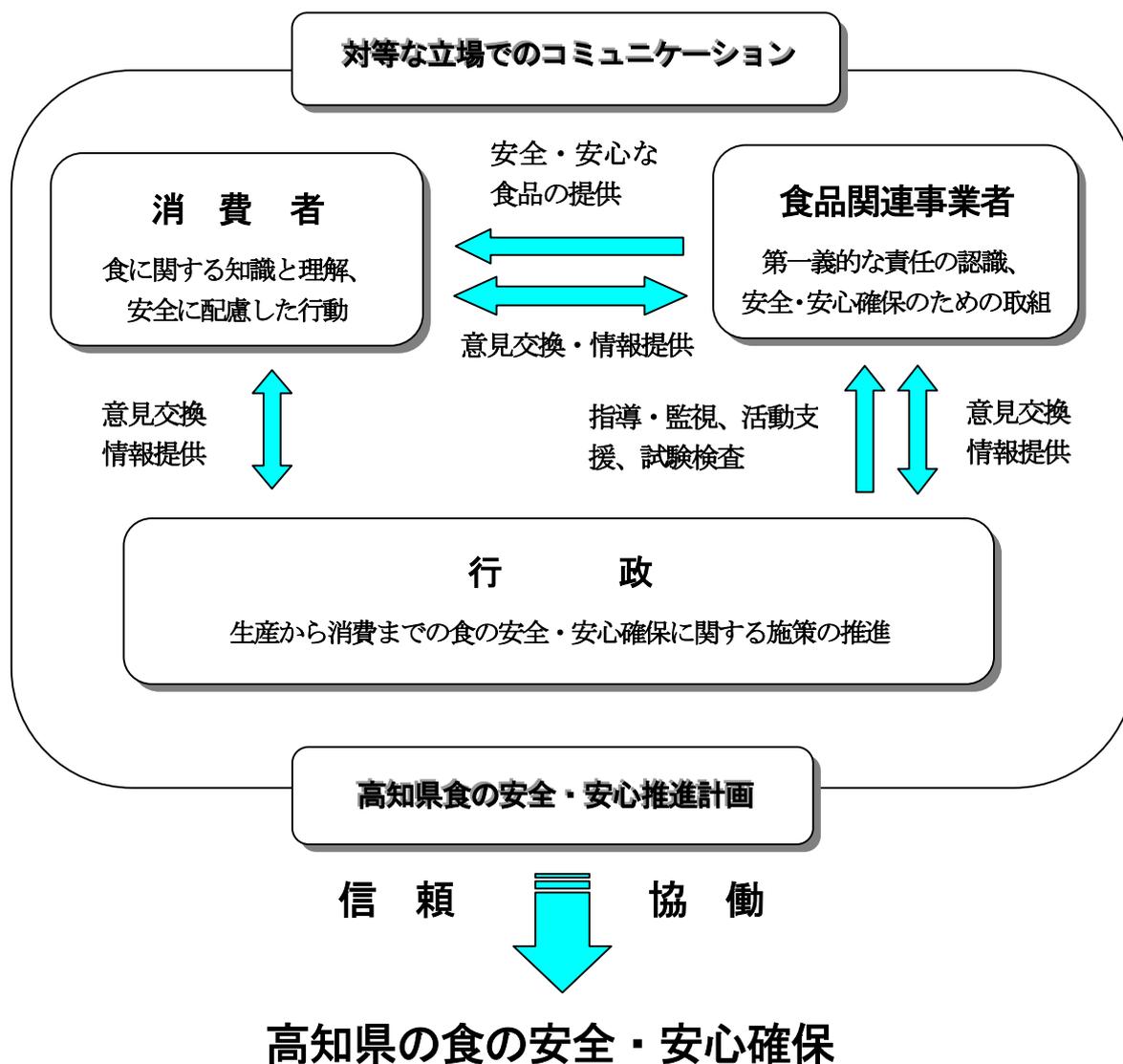
### 「安全」と「安心」

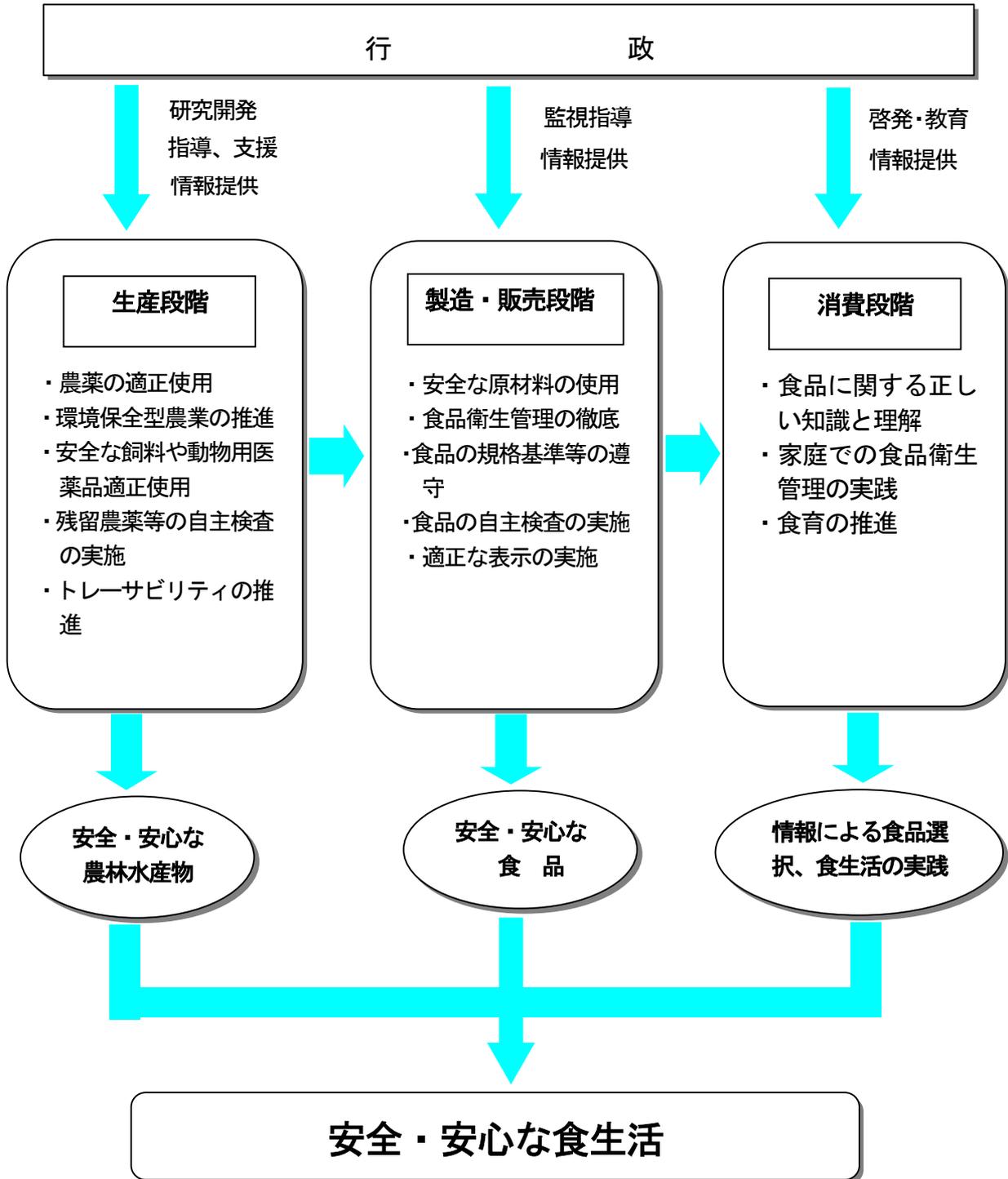
#### 安 全

食品に潜在するリスクに対して、科学的知見に基づいた対策を講じ、健康への悪影響の可能性が最小限となっている状態

#### 安 心

安全確保に向けたさまざまな取組に対して、食に関わるすべての人たちが情報や意見を交換し、不安や疑問が解消されて理解しあうことによって、信頼関係が作られている状況





### (3) 計画を推進するための関係者の責務と役割

#### ①行政の責務

行政は、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

##### 行政の主な責務

- ◇ 生産から販売に至る一連の行程における食品関連事業者の指導・支援
- ◇ 残留農薬、食品添加物や食品の規格基準などの検査の実施
- ◇ 製造者などの自主的な食品衛生管理の支援
- ◇ 適正な表示の監視・指導
- ◇ 県産食品の認証制度の推進
- ◇ 食品についての相談、申出に対する適切な対応
- ◇ 食育、地産地消の推進
- ◇ 食の安全・安心に関する情報の収集と県民への提供
- ◇ 消費者、食品関連事業者とのリスクコミュニケーションの推進
- ◇ 危機管理体制の整備
- ◇ 調査研究の推進

#### ②食品関連事業者（生産者・事業者等）の責務及び役割

食品関連事業者は、消費者に信頼される安全・安心な食品の生産・供給について第一義的責任を有していることを認識し、自主的に食の安全・安心の確保に取り組めます。

##### 食品関連事業者の主な責務及び役割

- ◇ 農薬や動物用医薬品、食品添加物などの適正な使用
- ◇ 環境への負担を軽減する農業の推進
- ◇ 農薬・動物用医薬品の出荷前残留検査の実施
- ◇ 生産履歴の記帳によるトレーサビリティの推進
- ◇ 食品の自主検査の実施
- ◇ 安全な原材料の使用
- ◇ 食品の安全性の確保、衛生管理の徹底
- ◇ 適正な表示の実施
- ◇ 食の安全についての学習の実施
- ◇ 消費者、行政とのリスクコミュニケーションの推進

#### ③消費者の役割

消費者は、食の安全・安心の確保に関する知識と理解を深めるとともに、食の安全・安心の確保に関する施策について意見を表明するように努めます。

##### 消費者の主な役割

- ◇ 農林水産物の生産から流通に関する正しい理解
- ◇ 食品表示や安全情報の活用
- ◇ 家庭での食品衛生管理の実践
- ◇ 地産地消や食育の推進
- ◇ 食品関連事業者、行政とのリスクコミュニケーションへの参加

#### (4) 主要な取組

食の安全・安心を確保するために、次の施策について特に重点的に取組みます。

食の安全・安心に関する法令を遵守し、徹底した取組を実施します。

- ◆食品の生産から製造、販売に至るまで、法に基づく徹底した監視指導を実施します。
- ◆食品の生産・出荷、流通の各段階における食品安全検査の充実強化に努めます。
- ◆食の安全に関する危機に関して、関係機関と連携し総力をあげて対応します。



監視指導



食品の安全検査

安全で安心な高知の農林水産物の生産・供給を促進します。

- ◆環境保全型農業を推進し、安全でより安心な農産物の生産・供給を促進します。



- ◆防が灯や天敵利用による化学農薬の低減に、全国に先駆けて取り組んでいます。

- ◆水産物産地市場の衛生管理の向上を推進します。



すくも湾中央市場(高度衛生管理型市場)

食品関連事業者による食品の自主衛生管理を推進します。

- ◆食品製造施設では、取り扱う食材、施設の状況、従事者の衛生知識など様々な違いがあり、それぞれの施設で自主衛生管理を推進します。



自主衛生管理、記録の保管

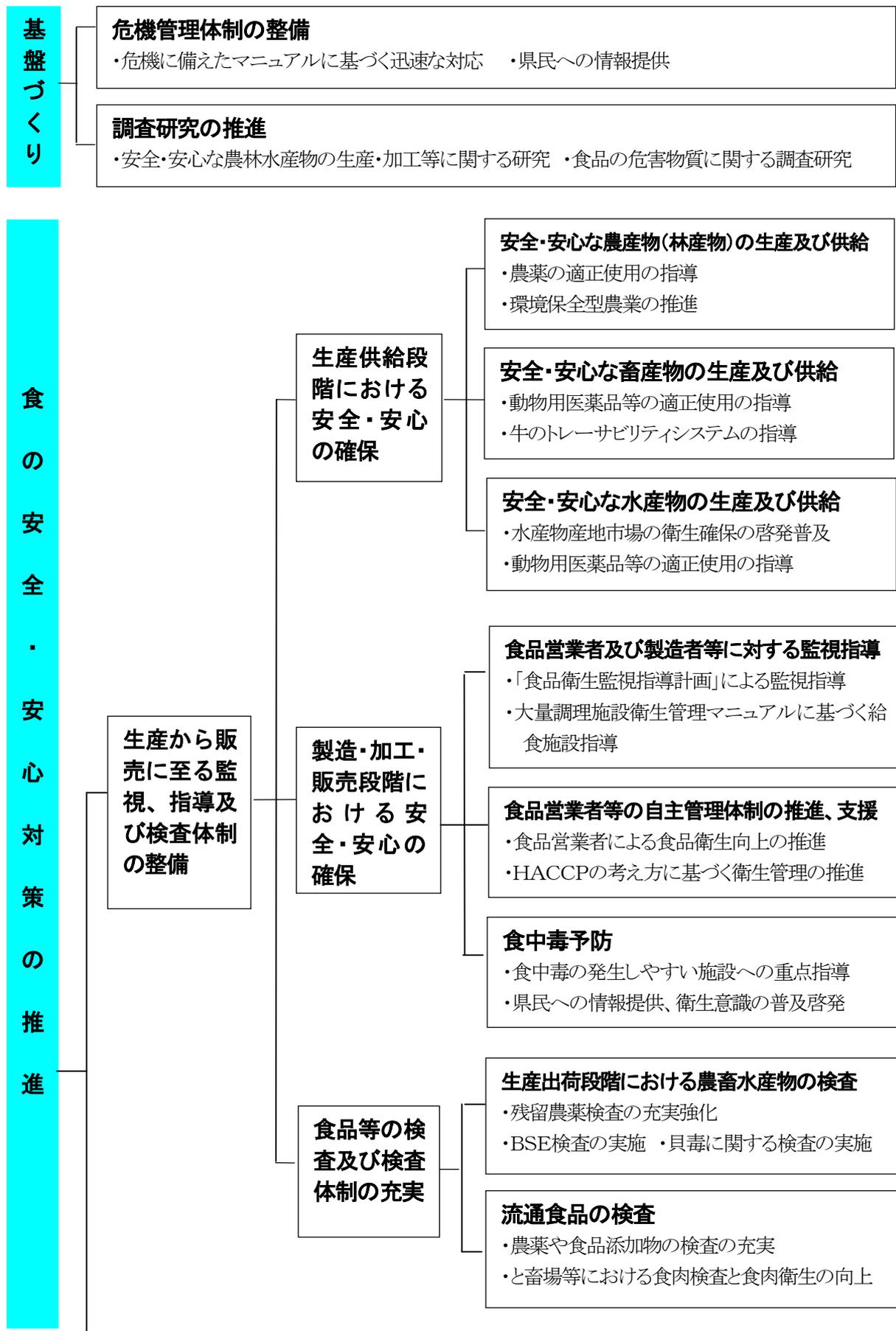
情報や意見の交換、相互理解と協働を推進します。

- ◆迅速でわかりやすい情報の提供に努めます。
- ◆意見交換会を開催し、相互理解を深めるとともに協働した取組を進めます。



意見交換会の開催

(5) 推進計画体系図



食の安全・安心対策の推進

適正な表示の確保

関連法令に基づく食品表示の監視指導

- ・関係部局や国との連携強化による監視指導
- ・消費者によるチェック体制を通じた食品表示の適正化の推進

食品の表示に関する普及啓発

- ・表示に関する講習等による普及啓発

認証制度の推進

- ・特別栽培農産物ガイドラインの表示や環境にやさしい生産方式等に取り組む認証制度の推進
- ・高知県Eマーク商品認証制度の推進
- ・高知県食品衛生管理認証制度(高知県版HACCP)の推進

県民からの相談等による立入調査

- ・県民からの危害情報等の提供に対する立入調査など適切な措置の実施

食品の生産及び供給の支援

食育の推進

- ・日本型食生活の実践や地産地消の推進
- ・家庭、学校、保育所、地域等が行う食育の取組の促進

農林水産物の生産から販売に至る支援

- ・環境保全型農業に取り組む園芸高知のPR、県産農産物のイメージアップと販売拡大
- ・水産物の鮮度保持技術の普及・支援

相互理解と協働の推進

行政、食品関連事業者、消費者間の情報及び意見の交換、相互理解

- ・食の安全・安心に関する情報の迅速でわかりやすい提供
- ・3者の相互理解及び食品に関する認識を深めるため意見交換会の実施
- ・食品関連事業者と消費者の交流の促進

関係機関や関係団体等との連携及び協働

- ・各自治体とのネットワークや関係団体との連携による取組の推進